

訴 状

平成27年 7月10日

岡山地方裁判所
民事部 御中

原告訴讼代理人弁護士 光 成 卓 明

同 東 隆 司

当 事 者 の 表 示

〒703-8234 岡山市中区沢田536番地2

原 告 特定非営利活動法人
市民オンブズマンおかやま
代表者理事 光 成 卓 明

〒700-0816 岡山市北区富田町1丁目3番15号

上記訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明
TEL 086-224-2809
FAX 086-224-2819
〒700-0817 岡山市北区弓之町17番13号 リヴラン弓之町1階
上記訴訟代理人弁護士 東 隆 司
TEL 086-222-4113
FAX 086-222-4116
〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号

被 告 岡山市長 大森雅夫

不當利得返還請求の訴

訴訟物の価額 算定不能
貼用印紙額 13,000円

請 求 の 趣 旨

- 被告は、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄

記載の各金員と、これに対する平成 26 年 5 月 1 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を、岡山市に支払うよう請求せよ。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請 求 の 原 因

I 当事者等

原告は岡山市に所在する特定非営利活動法人である。

別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方は、いずれも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における、岡山市議会における会派である。

II 岡山市議会政務活動費の支出根拠等

- i 岡山市議会の政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14、15 項、及びこれに基づき制定された「岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて支給される。
- ii 地方自治法第 100 条第 14 項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる」と定めている。
- iii 「条例」はこれに基づき、第 1 条で政務活動費が「岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部」として交付されるものであること、第 5 条で「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付する」こと、第 8 条で会派が「その年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」を控除して残余があるときは市に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第 5 条第 2 項の別表では、「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の 10 種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。
- iv 従って、岡山市議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調査研究その他の活動に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支

出が認められる。

III 岡山市議会の平成 25 年度政務活動費の交付と精算

岡山市は、前記「条例」に基づき、平成 25 年度政務活動費として、相手方に金員を交付し、相手方らは、いずれも平成 26 年 4 月 30 日までに、平成 25 年度政務活動費の収支報告をし、残余金を岡山市に返還した。

なお「市民ネット」は、平成 27 年 6 月 2 日、金 80,156 円を追加して岡山市に返還した。

IV 政務活動費の性質と支出の査定

1 市議会議員の政治活動と按分支出

市議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、会派または所属市議会議員の「政務活動」にかかる支出（「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、ii のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50% で認めるべきである。

2 会派の説明義務と説明不十分な支出

会派は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、市及び市民に対して説明する義務を負うものと解される。「条例」が、第7条第1項で会派は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第8条で何人も議長に対し収支報告書・証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、会派にその説明義務を全うさせる趣旨の規定であると解される。

従って、会派が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適切なものと認められない。

3 査定の結果

上記の一般基準に基づき、岡山市議会の各会派が平成25年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙会派別査定表記載の支出は、適切なものと認められない。その理由は、以下のとおりである。

i 新風会（広報費）

新風会の広報費中、三木議員の整理番号14の会場使用料は、飲食可能な施設での開催で会合の実態が不明であるため、適切な支出と認められない。

ii ゆうあいクラブ

ゆうあいクラブは所属議員数1名であったところ、当該議員は糖尿病悪化による視力喪失のため、平成23年度以降実質的に議員活動を停止している。この間にも政務活動費が支出されているが、その内容はガソリン代・人件費・電話料金（電話料金は全部、人件費の支払い対象者の名義で支払われている）のみである。

ア 上記の活動状況に照らして、ガソリン代・人件費・電話料金が調査研究等のために用いられているとは考えられず、

イ 上記＜人件費支払い対象者＞は同議員の長男であり、真実に給与の支払いがなされているとは信じられず、

ウ 同人以外の人件費の支払は介護の報酬と疑われる所以、適正な支出と認められない。

iii 自由民主党岡山市議団・無所属の会

ア 研修費

自由民主党岡山市議団・無所属の会の研修費中、福島議員の整理番号9の旅費は、研修の具体的な内容の判明する資料が添付されていないので、

適切な支出と認められない。

イ 事務所費

自由民主党岡山市議団・無所属の会の事務所費中、宮武議員の整理番号 35、81、113 の家賃・電気料は、事務所の実態が不明であるため、適切な支出と認められない。

iv 市民ネット

ア 調査研究費

市民ネットの調査研究費中、整理番号 162 の宿泊・交通費は、①調査研究の具体的な内容が判明する資料が添付されておらず、②さいたま市における 2か所の視察であるのに宿泊を要する理由が不明なので、適切な支出と認められない。

イ 事務所費

市民ネットの事務所費中、井本議員（整理番号欠落）のプリンタインク代は、調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率 2 分の 1 で按分した額を超えては支出は許されないから、上記の按分率を超える支出は、適切な支出と認められない。

v 明政クラブ（広報費）

明政クラブの広報費中、

ア 三宅議員の整理番号 11、22 は、いずれもハガキ代もしくは切手代と説明されているが、①ハガキもしくは切手を使用した送付物が証拠として添付されておらず、②切手は 50 円切手であり封書の送付ができないものであるため、

イ 小林議員の整理番号 23 の会場使用料は、飲食可能な施設での開催で会合の実態が不明であるため、同じく 24、25、31 の印刷費・郵送料は上記 23 の会合の案内にかかる費用であるため、

いずれも適切な支出と認められない。

vi ネクスト岡山（広報費）

ネクスト岡山の広報費中、長井議員の整理番号 1、3、5、13、15 の HP 保守管理料は、調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率 2 分の 1 で按分した額を超えては支出が許されないから、上記の按分率を超える支出は、適切な支出と認められない。

V 岡山市議会の平成 25 年度政務活動費の支出と不当利得

1 以上の結果、各会派が平成 25 年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙査定表「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第 5 条に違反しているので、別紙違法支出額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は

違法である。

- 2 「条例」第8条は、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする」と定めている。

この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、<当該会派がその年度において行った市政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（第5条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。

- 3 しかるに、1記載の不適正支出金額は「条例」第5条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第8条にいう「残余」にあたる。

- 4 よって、岡山市長が各会派に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当する。

5 住民監査請求とその棄却決定

- i 原告は、平成27年4月24日、本件政務活動費残余金につき岡山市監査委員に対し、返還請求を求める住民監査請求をした。
ii 岡山市監査委員は、平成27年6月11日、上記監査請求を棄却し、その通知は同日原告に到達した。

6 結語

よって、地方自治法第242条の2の規定に基づき、請求の趣旨記載のとおりの判決を求めて、住民訴訟に及ぶ。

添付書類

- | | |
|---------|-----|
| 1 資格証明書 | 1 通 |
| 2 委任状 | 1 通 |

相手方および請求金額一覧表

平成25年度岡山市議会政務活動費
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

相手方	請求金額(円)
新風会	173,250
ゆうあいクラブ	360,920
自由民主党岡山市議団・無所属の会	169,108
市民ネット	200,820
明政クラブ	199,180
ネクスト岡山	78,750
総 計	1,182,028